

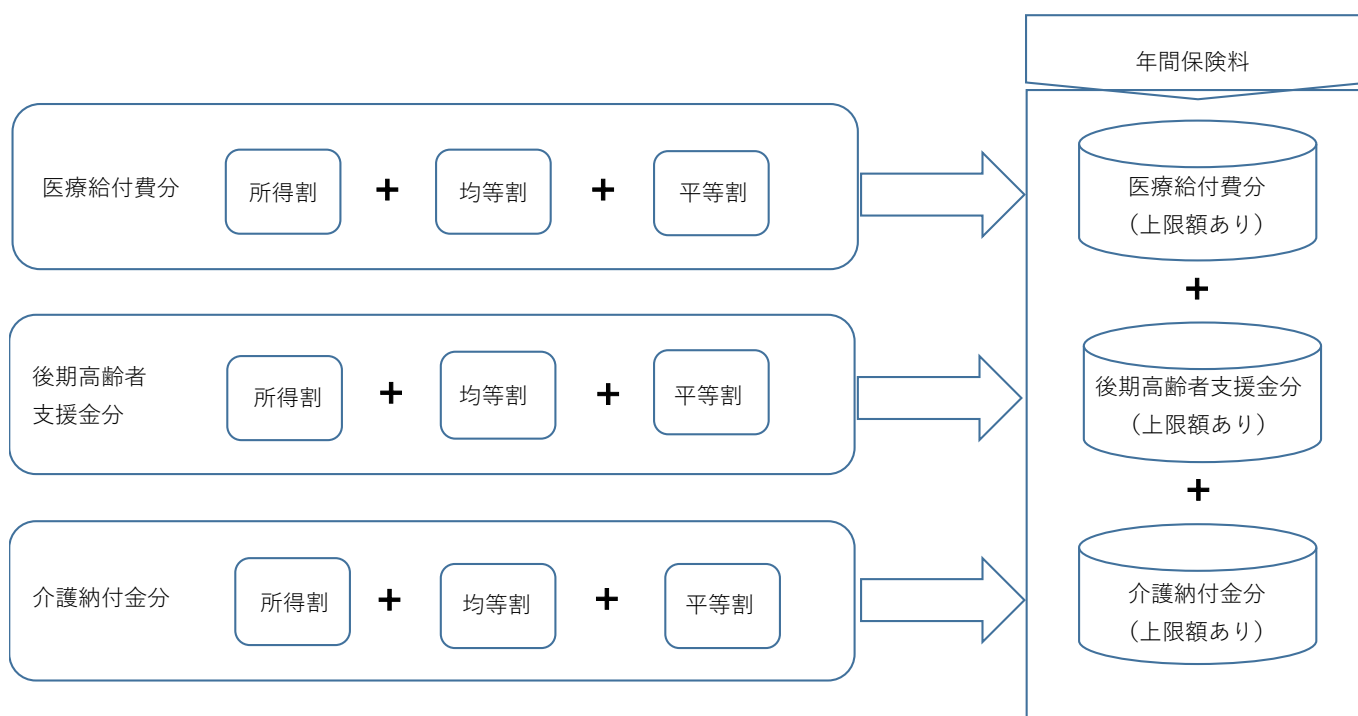
### 国民健康保険料の仕組みについて

国民健康保険の保険料は、「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の三つで構成されています。

医療給付費分	病気やケガをしたときの医療費の財源となる保険料
後期高齢者支援金分	後期高齢者医療制度を支えるための財源となる保険料
介護納付金分	介護保険制度を支えるための財源となる保険料 (40歳～60歳の被保険者のみ)

また、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の各保険料は、「所得割」・「均等割」・「平等割」の各金額の合計により計算します。

所得割	前年中の所得に応じた計算
均等割	世帯の国保加入者の人数に応じた計算
平等割	1世帯当たりの金額



**年間保険料 = ①医療給付費分 + ②後期高齢者支援金等分 + ③介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方のみ) です。**

①医療給付費分保険料 (すべての世帯にかかります)

加入者全員の所得 × 6.07%	+	加入者の人数 × 19,800円	+	一世帯ごと 25,400円	=	医療給付費分年間保険料 (賦課限度額 65万円)
---------------------	---	---------------------	---	------------------	---	-----------------------------

②後期高齢者支援金分保険料 (すべての世帯にかかります)

加入者全員の所得 × 2.53%	+	加入者の人数 × 7,900円	+	一世帯ごと 10,100円	=	後期高齢者支援金分年間保険料 (賦課限度額 20万円)
---------------------	---	--------------------	---	------------------	---	--------------------------------

③介護納付金分保険料 (40歳以上65歳未満の方のみかかります)

該当者全員の所得 × 2.55%	+	該当者の人数 × 9,500円	+	一世帯ごと 8,900円	=	介護納付金分年間保険料 (賦課限度額 17万円)
---------------------	---	--------------------	---	-----------------	---	-----------------------------

## 保険料の減免・軽減について

次の条件に該当する世帯は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。

### 申請が不要な軽減

- ①所得が一定以下の世帯の軽減（7割・5割・2割）...均等割と平等割が軽減されます
- ②未就学児の軽減...未就学児の均等割が5割軽減されます

### 申請が必要な軽減・減免

- ①非自発的失業者の軽減（詳しくは健康いちばんのパンフレットをご確認ください）
- ②後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置（詳しくは健康いちばんのパンフレットをご確認ください）
- ③震災・風水害・火災その他災害による減免
- ④死亡・疾病等による収入減のための減免
- ⑤失業・廃業による収入減のための減免（自己都合・定年退職・雇用期間満了を除く）
- ⑥刑事施設等入所による収監減免
- ⑦東日本大震災に伴う避難者の方への減免
- ⑧新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減による減免

※⑦と⑧は期限が定められており、毎年国からの通知に基づき期限延長の条例改正を行っています。

国の制度改正通知があった場合、今後減免が終了する可能性もあります。